

介護老人保健施設短期入所療養介護 及び介護予防短期入所療養介護利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ケアセンター南大井（以下「当施設」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護又は介護予防短期療養介護（以下「当該サービス」という。）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が当該サービス利用同意書を当施設に提出したのち、令和 年 月 日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 20 万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます
 - ③ 身元引受人は、入所期間内に利用者の退所先である自宅退所が出来ない場合は、退所先施設を探す責任を負います
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な当該サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用することができない場合
 - ⑧ 介護保険料の滞納等で保険給付制限について、利用者及び身元引受人が当施設に対し申告しなかった場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく当該サービス利用は終了します。

(利用料金)

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し、本約款に基づく当該サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月20日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の26日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。（退所日に一括精算する方法でも可）
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の当該サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収

のうえ、これに応じます。

- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者本人の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、当施設の医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における当該サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関（高齢福祉課・保健センター・警察署）に対して速やかに連絡します。

(治療に伴う撮影)

第12条 当施設では、利用者の傷や褥瘡等の皮膚状態を、治療を目的として写真撮影し、ケアチームとの連携を図るために使用することがあります。これは、利用者の適切な医療・看護ケアを提

供し、病状の経過や治療効果を適切に評価するために行われます。写真撮影された情報は、利用者のプライバシー保護の観点から厳重に管理され、ケアチーム内での共有にのみ使用されま
す。

(要望又は苦情等の申出)

第 13 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する当該サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 14 条 当該サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(約款に定めのない事項)

第 15 条 この約款に定めのない事項は、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設ケアセンター南大井のご案内
(令和6年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設ケアセンター南大井
- ・開設年月日 平成12年5月1日
- ・所在地 東京都品川区南大井5-19-1
- ・電話番号 03-5753-3901
- ・ファックス番号 03-5753-3955
- ・施設長名 尾辻 瑞人
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1357080864号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理のもとでの介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、指定短期入所療養介護や指定介護予防短期入所療養介護といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設ケアセンター南大井の運営方針]

1. 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
2. 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
3. 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
4. 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者の「自主性」と「選択する力」を大切にしながら、その人らしく過ごすことができるようサービス提供に努める。
5. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
6. 利用者の個人情報の保護は、社会福祉法人さくら会個人情報保護に関する規程に則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(3) 施設の職員体制

職 種	人員数	職務内容
管理者	1名	従業者の総括管理、指導。
医 師	1.05名	日常的な医学的対応。
看護職員	11名	医師の指示に基づく医療行為など
介護職員	28名	施設サービス計画に基づく介護
支援相談員	1名	施設での生活全般に対する相談など
介護支援専門員	1名	施設サービス計画書の立案など
理学療法士	1名	リハビリテーションの実施など
作業療法士	1名	リハビリテーションの実施など
管理栄養士	1名	栄養管理、栄養ケアマネジメントなど
事務員	適当数	事務の処理など

* 当施設では上記の人員以上の配置をしております。

* 夜勤については、看護職員1名、介護職員4～5名の体制です。

(4) 入所定員等

- ・定員 100名（うち認知症専門棟 44名）ショートステイ含む
- ・療養室 個室 10室、 2人室 3室、 4人室 21室

2. サービス内容

- ① (介護予防) 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事 (食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
朝食 8時00分
昼食 12時00分
夕食 18時00分
- ③ 入浴 (ご利用の日数や曜日によっては入浴できない場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ クラブ活動
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ その他
*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ① 名称 いすゞ病院
住所 品川区南大井 6-21-10
- ② 名称 東京品川病院
住所 品川区東大井 6-3-22
- ③ 名称 第三北品川病院
住所 品川区北品川 3-3-7

・協力歯科医療機関

- ・名称 品川歯科医師会
- ・住所 品川区西五反田 6-25-12

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「緊急時連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会 : 面会時間は原則として、午前 9:00 から午後 8:00 (土日祝は 7:00) です。なお、今後変更する場合は、別途お知らせします。面会の際には面会票の記入をお願いします。
- ・外出 : あらかじめ所定の用紙での届出が必要となります。
- ・飲酒 : ご希望の方には、飲酒の機会を提供する場合がございます。
- ・備品の利用 : 施設内の物を破損された場合、実費相当を徴収する場合があります。
- ・所持品・備品等の持ち込み : 生活に必要な最小限の物のみをご用意ください。持ち物には必ず氏名の記入をお願いいたします。
- ・金銭・貴重品 : 原則としてご自身での管理をお願いいたします。やむを得ない事情がある方については、事務室で管理させていただきますが、夜間や土日祝日は出し入れが出来ませんのでご了承ください。
- ・施設外での受診 : 医療機関に受診する場合には、施設からの紹介状が必要となります。必ず、職員に受診の相談をお願いいたします。また、外出時に緊急で受診した場合にも、必ず当施設に連絡をください。
- ・ペットの持ち込み : 禁止しております。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、防火設備、非常電源設備など
- ・防災訓練 火災想定訓練 年 1 回以上
地震想定訓練 (夜間想定を含む) 年 3 回以上
その他、基本訓練 (消火・通報・避難等) 年 2 回以上

6. 禁止事項

- ・当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

- ・当施設には、支援相談の専門員として支援相談員等が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

受付時間 日・祝日を除く午前 8:30 から午後 5:30 まで

電話 03-5753-3901

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各階に備え付けられた「ご意見箱」にてお申し出いただくこともできます。

* 当施設担当者以外の窓口

- ・品川区介護保険の相談窓口 03-5742-6728
- ・東京都介護保険制度相談窓口 03-5320-4597
- ・東京都国民健康保険団体連合会
介護サービス苦情相談窓口 03-6238-0177

<別紙2>

短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護について
(令和6年8月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護の基本料金

- ① 施設利用料金（介護保険制度では、要支援、要介護認定による程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

令和元年6月1日より在宅強化型基本単位の算定となりましたが、算定要件を満たさない場合は加算型の算定となります。

【負担1割】

	要支援1	要支援2
従来型個室	689円	848円
多床室	733円	909円

【負担2割】

	要支援1	要支援2
従来型個室	1,378円	1,696円
多床室	1,465円	1,818円

【負担3割】

	要支援1	要支援2
従来型個室	2,067円	2,544円
多床室	2,198円	2,727円

【負担1割】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	893円	974円	1,045円	1,109円	1,171円
多床室	984円	1,068円	1,138円	1,202円	1,266円

【負担2割】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	1,786円	1,947円	2,089円	2,217円	2,342円
多床室	1,967円	2,135円	2,276円	2,403円	2,531円

【負担3割】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
従来型個室	2,679円	2,920円	3,133円	3,326円	3,512円
多床室	2,950円	3,202円	3,414円	3,604円	3,797円

②加算料金

各種加算		負担1割	負担2割	負担3割
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上である場合	20円	40円	59円
夜勤職員配置加算	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たしている場合	27円	53円	79円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)*1	介護職員の処遇の改善等をしているものとして東京都知事に届出を行っている場合	利用単位数によって異なります		
個別リハビリテーション実施加算	理学療法士・作業療法士等が個別にリハビリテーション計画に基づき、リハビリテーションを実施した場合	262円	524円	785円
認知症ケア加算	要介護の方が認知症専門棟を利用した場合	83円	166円	249円
療養食加算/回	糖尿病食・腎臓病食・貧血食等の療養食を提供した場合	9円	18円	27円
緊急時治療管理	緊急時に所定の対応をした場合	565円	1,130円	1,694円
緊急短期入所受入加算(利用開始から7日または14日まで)	計画的に行うこととなっていない利用を緊急に行った場合	99円	197円	295円
重度療養管理加算(要介護4または5の方)	吸引や胃ろうなどの医学的な管理を継続して行い、療養上必要な処置を行った場合	131円	262円	393円
送迎加算(片道)	自宅と施設の送迎を行う場合	201円	401円	602円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	基本型の施設で一定割合以上の在宅復帰を実現している場合	56円	111円	167円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	在宅強化型の施設で一定割合以上の在宅復帰を実現している場合	56円	111円	167円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者を受け入れ、個別の担当者を選出し、ニーズに応じたサービスを提供した場合	131円	262円	393円
総合医学管理加算	治療管理を目的とし、居宅サービス計画に、計画されていない短期入所療養介護を行った場合	300円	600円	900円
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	日常生活自立度Ⅲ以上の者が100分の50以上おり、認知症介護実践リーダー研修修了者を規定数配置し、技術指導にかかわる会議等の開催をした場合	4円	7円	10円

口腔連携強化加算	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	55 円	109 円	164 円
生産性向上推進体制加算 (I)	○加算 (II) の要件を満たし、提出したデータで業務改善の取り組みの成果が確認されていること ○見守り機器などのテクノロジーを複数導入していること ○いわゆる介護助手の活用など、職員間の適切な役割分担を行っていること ○1年ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータをオンラインで提供すること	109 円	218 円	327 円
生産性向上推進体制加算 (II)	○利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に向けた方策を検討する委員会を開催し、「生産性向上ガイドライン」に基づく業務改善にも継続的に取り組んでいること ○見守り機器などのテクノロジーを1つ以上導入していること ○1年ごとに1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータをオンラインで提供すること	11 円	22 円	33 円

* 1) 介護職員処遇改善加算 (I)

(総利用単位数×7.5%×10.90×10%) が1日あたり加算されます。

東京都が受理した場合、加算 (I) となりますが、受理されなかった場合は変更となります。

(3) その他の料金

① 食費 朝 650 円* 昼食 700 円* 夕食 650 円*

(ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② おやつ代 100 円

おやつ行事 (月1回程度) 50 円 (加算)

当施設で用意するものをご希望される場合にお支払いいただきます。

③ 滞在費 (療養室の利用費) / 1日当たり*

・従来型個室 1,750 円

・多床室 710 円

(ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)

* 上記①「食費」及び③「滞在費」について、国が定める負担限度額段階 (第1段階から3段階②まで) の利用者の自己負担額の、免除および減額制度がございますのでご相談ください。

④ 特別な室料 (1日当たり)

・個室 5,000 円

・2人室 3,000 円

個室や2人部屋のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。

⑤ クラブ費 実費

クラブやレクリエーションで使用する材料費等、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。活動により金額が異なります。

⑥ 日用品費 (1日あたり)

◇Cセット 実費

室内着 (上)、室内着 (下)、Tシャツ、下着、靴下

- ⑦ 個別洗濯代（一袋当たり） **実費**
ご家族が洗濯をできない場合に、外部業者に委託をします。ご利用する場合には、別途申し込みが必要となります。
- ⑧ 請求書発行手数料 **実費**
日用品（Cセット）や個別洗濯を利用いただく場合にお支払いいただきます。
柴橋商会用の口座振替依頼書を利用される場合は不要となります。
- ⑨ その他
特別な行事などについては別途料金がかかる場合があります。

（4）支払い方法

- ・ 毎月 20 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 26 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、金融機関口座自動引き落としとなりますが、現金などでの支払いをご希望される方はご相談ください。

個人情報の利用目的

(令和6年8月1日現在)

介護老人保健施設ケアセンター南大井では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 利用同意書

介護老人保健施設ケアセンター南大井を入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者（ ）による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

印

(続柄:)

電話番号

介護老人保健施設ケアセンター南大井
施設長 尾辻 瑞人 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

※身元引受人と同じ場合は記入不要

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

※身元引受人と同じ場合は記入不要

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	